

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年3月21日(木曜日)

- 日時 令和6年3月21日 午前10時38分開会
○場所 議場
○議件
1. 議案第32号 令和5年度網走市一般会計補正予算
 2. 議案第33号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
 3. 議案第34号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 4. 議案第35号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○出席委員(8名)

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(7名)

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学

税務課長	稲垣一寿
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
都市管理課長	澁谷一志

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	山口諒

午前10時38分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案4件について審査をいたします。

それではまず初めに、議案第33号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案第33号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

追加議案資料2ページ、資料19号を御覧願います。

1. 改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2. 改正の内容でございますが、1点目は、個人市民税に係る能登半島地震被災者の負担軽減を図る特例措置の創設でございます。

震災により、納税者やその扶養親族が所有する住宅や家財などの資産に損害を受けた場合に、本来は令和7年度分の個人市民税に適用となる所得の雑損控除を納税者の選択により前倒しして、令和6年度分の個人市民税の所得控除に適用することができるとされたものでございます。

2点目は、地方税法の改正に伴い関係する市民税についての条項の整理を行うものでございます。

3. 施行期日は公布の日から施行し、令和6年2月21日から適用しようとするものでございます。

また、新旧対照表につきましては、次ページに記載しております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第33号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第32号令和5年度網走市一般会計補正予算について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 追加議案資料1ページ、資料18号を御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、繰越明許費補正、地場産品生産性向上設備整備事業補助金について御説明申し上げます。

本事業は、ふるさと寄附返礼品を提供する、または提供する見込みがある市内事業者が行う地場産品の生産性向上に資する設備等の整備に対し、補助金を交付するものでございます。

今回、申請を受けている一つの事業者につきまして、年度内の事業完了が見込めないことから、資料に記載のとおり、事業費の一部3,075万円を繰越ししようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第32号令和5年度網走市一般会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第34号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 追加議案資料4ページ、資料20号を御覧ください。

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてですが、本件は道路等維持管理業務を委託しております網走市道路管理協同組合に貸与している市所有の除雪車両の物損事故に係る和解及び損

害賠償の額の決定について、議会の議決を行おうとするものであります。

1. 事故発生日時は令和5年12月14日午前4時頃の歩道除雪作業中であります。

2の事故発生場所は記載のとおりで、3の相手方は網走警察署長、4の事故の概要であります。小型ロータリー除雪車で市道台町大通線の歩道を除雪作業中、車体が横滑りし、歩行者信号柱に接触させ、損害を与えた物損事故でございます。

5の損害賠償額は208万3,400円でございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは、この件に関して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 確認なのですが、ここに市が所有する小型ロータリー車ということで、市が所有しているから、市として事故を起こしたのでその補償をするということで捉えてよろしいですか。

○澁谷一志都市管理課長 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 ということは、民間でやっている場合は、当然、民間がその会社が保障するというふうに捉えてよろしいですね。

○澁谷一志都市管理課長 民間でやっている場合は、民間のほうで保障するような形になっております。

民間の借上車で除雪作業中の事故については、民間の業者のほうで対応するようなことになっております。

○松浦敏司委員 あくまでも今回は、市が所有しているということ、民間の所有の車両だと民間が市の仕事をしている段階であっても、民間は民間として、いわゆる協議が整えば、民間が責任を負うということで認識しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第34号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第35号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について説明を求め

ます。

○澁谷一志都市管理課長 追加議案資料5ページ、資料21号を御覧ください。

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。本件におきましても、網走市道路管理協同組合に貸与しております市所有の除雪車両の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を行おうとするものであります。

1の事故発生日時は、令和5年12月17日午後2時25分頃、車道除雪作業中であります。

2の事故発生場所については記載のとおりで、3の相手方は田中工産株式会社、4の事故の概要であります。除雪トラックで市道藻琴中園線の車道除雪を行っている際に市道鱒浦山里線との交差点内除雪作業中において、後方の確認不足により、相手方ビート運搬トラックと接触し損害を与えた物損事故でございます。

5の損害賠償額は318万1,700円であります。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 協同の件も含めて、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、松浦委員からもちょっと質疑がありましたけれども、市所有の場合については、市のほうで支払いをしていると。それと借上げも含めて、民間の車については民間が対応しているというのは御説明いただきました。

それで当然、借上げなり、管理組合といいますが、そっちの組合のほうに所属している業者については、全てやっぱり保険に入っているという形で確認をして契約もされているのだというふうに思いますが、この辺は、例えば事業が網走市のものだけでも、そこは契約の中で民間の方がお支払いをしてくださないと、こういう契約になっているのですね、そこは。そこをまずちょっと確認させてください。

○澁谷一志都市管理課長 契約の段階で、除雪作業中の事故についてはですね、先ほど説明したとおり、市が所有している除雪車につきましては市のほうで、あと民間が借上げを行っている車両については、民間での作業中の事故については、そちらの借上げの業者によって対応するということになっております。

○山田庫司郎委員 細かいことを言いますと、工事なんかはですね、請負の中には、いろいろと福利厚

生とか、いろんなものも諸経費の中で見ているのですが、例えば保険もある程度入らなければならないとなると、その契約の中である程度、やっぱり発注側の立場としては、その辺の補償も金額がどうかは別にして私は考えるべきだろうと。当然、あなたたちが入っていて、借上げさせてもらいますというのがどうなのか、やっぱり発注者の立場というのを考えなければならないかなとちょっと思ったので、その辺はどんなふうに思われているのか。

○澁谷一志都市管理課長 契約する際、除雪車両の1時間当たりの、車両の大きさによって違いますが、1時間当たりの契約をしております。

その中で当然、人件費なり燃料費、その他一般的な経費もその単価の中に入っていますので、そちらのほうで対応するようなことになっております。

○山田庫司郎委員 ちゃんとその辺をフォローしている形というものがなければ、私としてはやっぱり考慮すべきかと、こんなふうにちょっと思いましたので質問させていただきました。

それと相手側の補償だけではなくて、これ、自分たちの車の修理も全部入っているという考え方でいいですか。自損事故の補償額も入っているということですか。

○澁谷一志都市管理課長 今回の318万1,700円というのは、相手方に支払う金額になっておりまして、今回ですね、除雪トラックも当然、損傷しております。そちらの金額については、この金額には含んでおりません。

○山田庫司郎委員 きっとこれ保険に入って、賠償金は市からの持ち出しがなくても済んでいるのだと思いますが、自損事故の補償はどういう形で補償したのですか。

○澁谷一志都市管理課長 こちらのほうには、公用車のほうも市の契約している保険に入っておりますので、そちらのほうで対応するようなことになっております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

それでですね、今回のこの事故も人身といいますが、けがもなく死亡者もないという中で、事故はないほうがいいですけれども、私としては、これは公務中の仕事ですから、個人が悪いとかそういうことではなくて、きちっと保障すべきだというふうにまず大前提に立ちますけれども、市として事故が起こったときに、きちっと検証をして、二度とこれが人身事故や大きな死亡事故につながらないよう

に、きちっと取り組んでいるとは思いますが、その辺やっぱり、たがを締めるところはしっかり締めていただいて、大きな事故につながらないよう、ぜひ強くお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第35号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

それではこれで、総務経済委員会を終了いたします。

午前10時52分閉会
